

半田市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第二十二号

半田市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

半田市学校給食センター設置条例（昭和四十五年半田市条例第十一号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第一条中「処理する」の下に「とともに、食育を推進する」を、「設置」の下に「及び管理」を加える。

第三条中「半田市教育委員会」の下に「（以下「教育委員会」という。）」を加える。

第五条を第十三条とし、第四条の次に次の八条を加える。

（施設の使用）

第五条 教育委員会は、給食センターのうち、調理実習室を使用させることができる。

（使用の許可）

第六条 調理実習室を使用しようとする者は、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、給食センターの管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第七条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、調理実習室の使用を許可しないことができる。

- 一 その使用が営利を目的としたものであると認めるとき。
- 二 その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 その他教育委員会が不相当と認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第八条 教育委員会は、第六条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又は中止させることができる。

- 一 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 許可に付された条件に違反したとき。

三 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

（権利の譲渡の禁止）

第九条 使用者は、調理実習室を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料）

第十条 使用者は、別に定める条例による使用料を納入しなければならない。

（使用者の義務）

第十一条 使用者は調理実習室の使用に際し、この条例、この条例に基づく規則及び教育委員会の指示に従わなければならない。

2 使用者は、その使用が終わったときは、原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第十二条 使用者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適當でないと認めるときは、この限りではない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年八月一日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の規定に基づく調理実習室の使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（半田市使用料条例の一部改正）

3 半田市使用料条例（昭和三十九年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表学校施設の項の次に次の一項を加える。

学校給食 センター					
冷暖房設備		調理台（一台につき）		調理実習室	
全	半	全	半	全	半
日	日	日	日	日	日
八八〇円	四四〇円	二二〇円	一一〇円	一、七六〇円	八八〇円
//					
一 半日は、午前九時から午後一時まで、又は午後一時から午後五時まで 全日は、午前九時から午後五時まで 二 調理台を使用する場合は調理実習室の使用料の他調理台一台につき別途支払い					